

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六十九号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>						
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（法附則第五条第一項の規定による特定外来生物の取扱いに関する特例）</p> <p>第二条 次<b>の表</b>の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体（法第二条第一項に規定する個体をいう。以下この条において同じ。）について、当該生物の個体の飼養等（法第一条に規定する飼養等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を業として行う者のする飼養等が、当該生物の個体（当該生物の個体を商業的目的で繁殖させる場合にあつては、生きていないもの及びその加工品を含む。）の販売又は頒布をする目的以外の目的で、当該生物の種類ごとに主務大臣が定める方法によりなされる飼養等である場合（法第五条第一項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">種</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><i>Trachemys scripta</i>（アカミミガメ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><i>Procambarus clarkii</i>（アメリカザリガニ）</td> </tr> </table>	種	名	1	<i>Trachemys scripta</i> （アカミミガメ）	2	<i>Procambarus clarkii</i> （アメリカザリガニ）	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（環境省組織令の一部改正）</p> <p>第二条 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条第七号中「関すること」の下に「（野生生物課の所掌に属するものを除く。）」を加える。</p> <p>第四十二条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水</p>
種	名						
1	<i>Trachemys scripta</i> （アカミミガメ）						
2	<i>Procambarus clarkii</i> （アメリカザリガニ）						

備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

2 前項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、同項に規定する者以外の者のする飼養等が、当該生物の個体の販売又は頒布をする目的以外の目的でなされる飼養等である場合（法第五条第一項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。

3 第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、販売若しくは購入又は頒布に当たらない譲渡し等（法第八条に規定する譲渡し等をいう。）をする場合には、当分の間、同条の規定は、適用しない。

別表第一 外来生物の種（第一条関係）

項	種	名
第一	動物界	(略)
三	爬虫綱	
イ	かめ目	
(1)	かみつきがめ科	
(2)	ぬまがめ科	
1	<i>Trachemys scripta</i> (アカミニガメ)	
(3)	いしがめ科	
(略)		

別表第一 外来生物の種（第一条関係）

項	種	名
第一	動物界	(略)
三	爬虫綱	
イ	かめ目	
(1)	かみつきがめ科	
(新設)		
(2)	いしがめ科	
(略)		

七 甲殻綱	(略)
ロ えび目	(略)
(1) (略)	(略)
(2) アメリカザリガニ科	(略)
1 アメリカザリガニ科全種	(略)
(3)～(5) (略)	(略)
第二 (略)	(略)

七 甲殻綱	(略)
ロ えび目	(略)
(1) (略)	(略)
(2) アメリカザリガニ科	(略)
1 <u>アメリカザリガニ科に属する種のうち <i>Procambarus clarkii</i></u>	(略)
<u><i>i</i> (アメリカザリガニ) 以外のもの</u>	(略)
(3)～(5) (略)	(略)
第二 (略)	(略)